特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
6	阿久根市	国民健康保険関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

阿久根市長

公表日

令和6年3月5日

T 関連情報

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務			
①事務の名称	国民健康保険関係事務			
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会 ⑤オンライン資格確認による情報の提供 ⑥サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領 ⑦マイナポータルのお知らせ機能での通知			
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、サービス検索・電子申請機能、自治体基盤 クラウドシステム、申請ナビ、電子審査システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
被保険者台帳情報ファイル、賦	課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)			
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号,第9号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第5条,第8条,第10条の2,第11条の2,第12条の3,第15条,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25条,第31条の2,第33条,第41条の2,第43条,第44条,第46条,第49条,第53条,第55条の2,第59条の3 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3別表第2:右欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1,2,5)別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条,第25条,第25条の2,第26条 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3:なし			
5. 評価実施機関における				
①部署	健康増進課			
②所属長の役職名	健康増進課長			
6. 他の評価実施機関				
_				
7. 特定個人情報の開示・言	T正·利用停止請求			
	阿久根市情報公開·個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211			
8. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ			
	阿久根市情報公開·個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人よ満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和	16年2月15日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	6年2月15日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	書の種類				
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関にて	ついては、それぞれ重	直点項目評价	西書又は全項目	目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報の入手)	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムで	を通じた提供を]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続	しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か]	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	· 查
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ ⁻ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	②所属長	健康増進課長 児玉 秀則	健康増進課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策	-	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月20日	I-3 法令上の根拠	俄万达弗9宋弗1垻 別衣弗一 10垻、30垻 来只注第0条第0項	番号法第9条第1項 別表第一 16項、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第16条、第24条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番 号法第9条第2項)	事後	
令和3年8月20日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号,第9号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ,78,80,87,88,93, 97,106,109,120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第1条,第2条,第3条,第4条,第5条, 第8条,第10条の2,第11条の2,第12条の3,第15 条,第19条,第20条,第22条の2,第24条の2,第25 条,第31条の2,第33条,第41条の2,第43条,第44 条,第46条,第49条,第53条,第55条の2,第59条の 3 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別 表第2及び別表第3 別表第2:右欄(特定個人情報)に「医療保険給 付関係情報」が含まれる項(1,2,5) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令 第20条,第25条,第25条の2,第26条 ③阿久根市個人番号の利用等に関する条例別 表第2及び別表第3:なし	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更
令和3年8月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月15日	I −1−② 事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格台帳の照会 ⑤オンライン資格確認による情報の提供	事後	
令和5年2月15日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和5年2月15日 時点	事後	
令和5年2月15日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和5年2月15日 時点	事後	
令和6年3月5日	I-1-② 事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行④国民健康保険資格台帳の照会 ⑤オンライン資格確認による情報の提供	国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保 険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者 証・特定疾病療養受療証、限度額適用認定証 等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っ ている。また、国民健康保険の被保険者である 世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っ ている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す る。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書の作成及び通知 ③国民健康保険に関する証明書等の発行 ④国民健康保険資格記による情報の提供 ⑤オンライン資格確認による情報の提供 ⑥サービス検索・電子申請機能での届出・申請 書等の受領 ⑦マイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月5日	Ⅰ-1-③ システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム		事後	
令和6年3月5日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年2月15日 時点	令和6年2月15日 時点	事後	
令和6年3月5日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年2月15日 時点	令和6年2月15日 時点	事後	